

## 旅館業営業許可申請に係る手続について

京都市内で、旅館業施設を新築又は増築等する計画や既存の建物を利用して旅館業施設とする計画で、京都市旅館業施設建築等指導要綱（以下「要綱」という。）の適用\*を受ける場合には、建築確認申請の前に京都市長の承認を受ける必要があります。

※要綱の適用を受ける場合とは

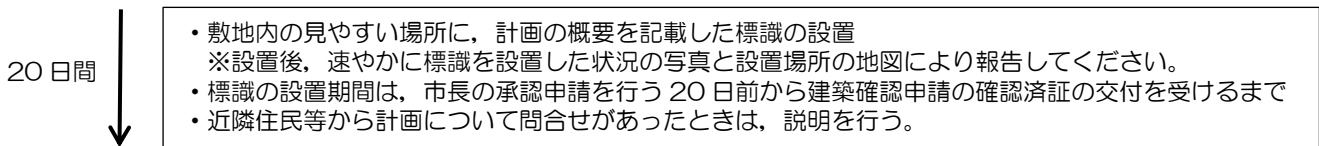
- (1) 建築確認申請を伴う計画であること
- (2) 要綱の適用を受ける次の地域での計画であること
  - ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、市街化調整区域
  - ・近隣商業地域及び商業地域については、上記地域（準工業地域及び市街化調整区域を除く。）の境界又は学校、児童福祉施設、社会教育施設、文化財、公園の敷地から110メートル区域内の場合

建築確認申請を伴う計画で、要綱の適用を受けない地域での計画の場合でも、保健福祉局医務衛生課との事前協議が必要です。

### 1 要綱の適用を受ける場合の手続について

**要綱に基づく手続**（保健福祉局医務衛生課）

#### (1) 計画の公開



#### (2) 計画の承認申請

添付書類  
公開結果報告書、標識を設置している状況を撮影した写真、付近見取図、配置図、平面図、立面図、室内の仕上げを明示した書類、屋外広告物を設置する場所の付近見取図、屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面、その他市長が必要と認める書類

#### (3) 計画承認通知書の交付

#### **建築基準法に基づく手続**

##### ① 建築確認申請

##### ② 確認済証の交付

※用途変更の場合

##### ③ 検査済証の交付

※新築、増築等の場合

添付

#### **消防法令に基づく手続**

##### {1} 消防法令適合通知書交付申請

##### {2} 消防法令適合通知書の交付

添付

#### **旅館業法に基づく手続**（各行政区保健センター衛生課）

##### [1] 学校等への意見照会

意見照会となる対象施設  
学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館、都市公園等

##### [2] 学校等からの意見

##### [3] 旅館業の営業許可申請

・添付書類  
営業施設の構造設備を明らかにする図面、営業施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図、定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（法人に限る。）、その他市長が必要と認める書類  
・申請手数料 26,400円  
・標準処理期間 30日（[3]～[5]）

##### [4] 実地調査

##### [5] 営業許可書の交付

##### [6] 営業開始

### 2 要綱の適用を受けない場合の手続について

**消防法令に基づく手続**及び**旅館業法に基づく手続**を行う。

（建築確認申請を伴う場合は、**建築基準法に基づく手続**も必要です。）